

<別紙 1 >

重要事項説明書（介護老人保健施設）
（令和6年 8月 1日現在）

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 老人保健施設 みどり荘
- ・開設許可年月日 昭和 63年 10月 1日
- ・所在地 山口県岩国市由宇町千鳥ヶ丘一丁目1-1
- ・電話番号 0827-63-1141
- ・FAX番号 0827-63-1142
- ・管理者名 水野 嘉明
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設（3557280009号）

(2) 老人保健施設の目的と運営方針

老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの老人保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[運営方針]

当施設は、入所者等の身体の状況及び病状に応じた施設療養、日常生活、リハビリテーション等のサービスの提供を行うとともに地域関係機関並びに家族との連携を密にし、保険医療及び福祉の機能の連続性、加えて協力病院の有効活用を通じて老人医療、福祉の要請に応えるものとする。

(3) 施設の職員体制

職種	員数	業務内容
・医師	1名以上	入所者等の医療、健康に関すること
・看護職員	5名以上	入所者等の施設療養看護に関すること
・薬剤師	1名	入所者等の調剤等に関すること
・介護職員	11名以上	入所者等の施設療養介護に関すること
・支援相談員	1名以上 (介護支援専門員 兼務)	入所者等及び家族の処遇上の相談、生活、行動プログラム、ボランティアの指導、市町との連携、レクリエーション等の計画に関すること
・介護支援専門員	1名以上 (支援相談員兼務)	入所者等のケアプラン作成に関すること
・理学・作業療法士 ・言語聴覚士	1名以上	入所者等の理学・作業・言語聴覚療法に関する こと
・管理栄養士	1名以上	入所者等の栄養管理に関すること
・調理職員	0	入所者等の給食調理（外部業者に委託）
・事務職員	3名	施設の運営管理全般、庶務、会計に関すること
・その他技術職員	0	

合 計	24名以上	
-----	-------	--

- (4) 入所定員等 定員 50名 (うち認知症専門棟 20名)
 一般療養室 個室 1室、2人室 1室、3人室 1室、4人室 6室
 認知症棟 個室 2室、2人室 1室、4人室 4室

2. サービス内容

- (1) 施設サービス計画の立案
- (2) 相談支援のサービス
- (3) 機能訓練 (リハビリテーション、レクリエーション)
- (4) 医学的管理・看護
- (5) 介護 (退所時の支援も行います)
- (6) 入浴 (※一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
- (7) 食事 (※食事は原則として食堂でおとりいただきます。)
 朝食 8時00分～
 昼食 12時00分～
 夕食 18時00分～
- (8) 口腔ケアの実施、口腔衛生の管理
- (9) 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、嗜好・残食調査、食事相談
- (10) 利用者が選定する特別な食事の提供
 - (11) 行政手続代行
 - (12) その他

※これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

- ・名 称 独立行政法人国立病院機構岩国医療センター
- ・住 所 岩国市愛宕町一丁目1番1号

- ・名 称 地域医療支援病院岩国市医療センター医師会病院
- ・住 所 岩国市室の木町3-6-12

- ・名 称 みどり病院
- ・住 所 岩国市由宇町359-1

・併設医療機関

- ・名 称 千鳥ヶ丘病院

・住 所 岩国市由宇町千鳥ヶ丘一丁目1-1

5. 施設利用に当たっての留意事項

- (1) 当施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、当施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- (2) 飲酒は、原則禁止します。
- (3) 喫煙は、施設敷地内禁止します。
- (4) 火気の取扱いは、看護・介護職員の管理下で行ってください。
- (5) 設備・備品を、故意又は過失によって毀損したとき又は、物品を亡失したときは、その損害を賠償していただく場合があります。
- (6) 所持品・備品等の持ち込みは、必要に応じて許可したものは認めます。
- (7) 金銭・貴重品の管理は、当施設では行いません。
- (8) 入所中、ご利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに協力医療機関に連絡し、適切な処置を行うこととします。

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、下記のことについて禁止します。

- (1) ペットの持ち込みは、衛生面を考慮し全面禁止とします。
- (2) ご利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。
- (3) 他のご利用者への迷惑行為は禁止します。
(詳細は介護支援専門員により説明させていただきます)

7. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、室内散水栓、火災報知機
- ・防災訓練 年2回（昼間想定1回、夜間想定1回）
- ・夜間警備 夜勤者にて対応
- ・訓練は地域住民の参加が得られるように連携に努めます。

8. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として介護支援専門員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

要望や苦情などは、担当介護支援専門員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、施設に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

(1) 当施設のお客様相談・苦情担当

施設名	老人保健施設 みどり荘
電話番号	0827-63-1141

苦情相談窓口	松田 敬士	相談室室長
--------	-------	-------

(2) 行政のお客様相談・苦情担当

岩国市福祉部福祉政策課指導監査室	0827-29-5072	岩国市今津町 1-14-51
山口県国民健康保険団体連合会	083-995-1010	山口県朝田 1980-7
山口県健康福祉部長寿社会課	083-933-2774	山口市滝町 1 番 1 号
山口県岩国健康福祉センター保健福祉総務室	0827-29-1522	岩国市三笠町 1-1-1
柳井市健康福祉部高齢者支援課	0820-22-2111	柳井市南町 1-10-2
周防大島町役場介護保険課	0820-77-5503	大島郡周防大島町大字小松 126-2
広島県広島市介護保険課	082-504-2183	広島市中区国泰寺町 1-6-34

9. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

<別紙2>

老人保健施設サービスについて
(令和6年 8月 1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. ケアサービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・扶養者の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療：

老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇介護：

施設サービス計画に基づいて実施します。

◇機能訓練：

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理：

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

3. 生活サービス：

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけますよう、常にご利用者の立場に立って運営しています。

4. 利用料金

(1) 介護保健施設サービス費

①基本料金（介護保険負担割合証の負担割合が1割の方の1日あたりの自己負担）

【基本型個室】

・要介護1	717円
・要介護2	763円
・要介護3	828円
・要介護4	883円
・要介護5	932円

【基本型多床室】

・要介護1	793円
・要介護2	843円
・要介護3	908円
・要介護4	961円
・要介護5	1012円

【在宅強化型個室】

・要介護1	788円
・要介護2	863円
・要介護3	928円
・要介護4	985円
・要介護5	1040円

【在宅強化型多床室】

・要介護1	871円
・要介護2	947円
・要介護3	1014円
・要介護4	1072円
・要介護5	1125円

- ※身体拘束廃止未実施減算 上記料金の10%/日
- ※業務継続計画未策定減算 上記料金の3%/日
- ※高齢者虐待防止措置未実施減算 上記料金の1%/日

②加算料金(介護保険負担割合証の負担割合が1割の方の1日又は1回あたりの自己負担)

・夜勤職員配置	24円/日
・短期集中リハビリテーション実施(Ⅰ)(3月以内)	258円/日
・短期集中リハビリテーション実施(Ⅱ)(3月以内)	200円/日
・認知症短期集中リハビリテーション実施(Ⅰ)(3月以内週3日限度)	240円/日
・認知症短期集中リハビリテーション実施(Ⅱ)(3月以内週3日限度)	120円/日
・認知症ケア	76円/日
・若年性認知症入所者受入	120円/日
・在宅復帰・在宅療養支援機能(Ⅰ)	51円/日
・在宅復帰・在宅療養支援機能(Ⅱ)	51円/日
・外泊時費用(初日、最終日以外)	362円/日
・外泊時費用(在宅サービスを利用する場合)	800円/日
・初期(Ⅰ)(入所後30日間)	60円/日
・初期(Ⅱ)(入所後30日間)	30円/日
・再入所時栄養連携(1回限り)	200円/回
・入所前後訪問指導(Ⅰ)	450円/回
・入所前後訪問指導(Ⅱ)	480円/回
・試行的退所時指導	400円/回
・退所時情報提供(Ⅰ)(1回限り)	500円/回
・退所時情報提供(Ⅱ)(1回限り)	250円/回
・入退所前連携(Ⅰ)(1回限り)	600円/回
・入退所前連携(Ⅱ)(1回限り)	400円/回
・訪問看護指示(1回限り)	300円/回
・栄養マネジメント強化	11円/日
・経口移行	28円/日
・経口維持(Ⅰ)	400円/月
・経口維持(Ⅱ)	100円/月
・口腔衛生管理(Ⅰ)	90円/月
・口腔衛生管理(Ⅱ)	110円/月
・療養食	6円/回
・緊急時治療管理(1月に1回3日限度)	518円/日
・所定疾患施設療養費(Ⅰ)(1月に1回7日限度)	239円/日
・所定疾患施設療養費(Ⅱ)(1月に1回10日限度)	480円/日
・協力医療機関連携(R6年度まで)	100円/月
・協力医療機関連携(R7年度以降)	50円/月
・協力医療機関連携	5円/月
・認知症専門ケア(Ⅰ)	3円/日
・認知症専門ケア(Ⅱ)	4円/日
・認知症行動・心理症状緊急対応	200円/日
・リハビリテーションマネジメント計画書情報(Ⅰ)	53円/月
・リハビリテーションマネジメント計画書情報(Ⅱ)	33円/月

・褥瘡マネジメント（Ⅰ）	3円／月
・褥瘡マネジメント（Ⅱ）	13円／月
・排せつ支援（Ⅰ）	10円／月
・排せつ支援（Ⅱ）	15円／月
・排せつ支援（Ⅲ）	20円／月
・科学的介護推進体制（Ⅰ）	40円／月
・科学的介護推進体制（Ⅱ）	60円／月
・安全対策体制（1回限り）	20円／回
・高齢者施設等感染対策向上（Ⅰ）	10円／月
・高齢者施設等感染対策向上（Ⅱ）	5円／月
・新興感染症等施設療養費（1月に1回5日限度）	240円／月
・生産性向上推進体制（Ⅰ）	100円／月
・生産性向上推進体制（Ⅱ）	10円／月
・サービス提供体制強化（Ⅰ）	22円／日
・サービス提供体制強化（Ⅱ）	18円／日
・サービス提供体制強化（Ⅲ）	6円／日
・介護職員処遇改善（Ⅲ）（R6.5月末まで）	所定単位数の16 / 1000／月
・介護職員等ベースアップ等支援（R6.5月末まで）	所定単位数の 8 / 1000／月
・介護職員等処遇改善（Ⅳ）（R6.6月以降）	所定単位数の 44 / 1000／月
・介護職員等処遇改善（Ⅴ）（13）（R6.6月以降）	所定単位数の 31 / 1000／月

※上記(1)料金については、介護報酬の改正により変更になる場合があります。

※介護保険負担割合証の負担割合が2割の方は上記(1)料金の2倍、3割の方は上記(1)料金の3倍となります。

(2) その他の料金

①食費（1日当たり） 1,610円

（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。）

おやつ代（希望者のみ）（1日当たり） 70円

おやつ希望 有 無

②居住費（療養室の利用費）（1日当たり）

・従来型個室 1,728円

・多床室 437円

（ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。）

※上記①「食費」及び②「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、別途資料（利用者負担説明書）をご覧ください。

③特別室利用料（1日当たり）

・個室 2,000円（税別価格）

・2人室 1,000円（税別価格）

④電気代（1日当たり） 48円（税別価格）

⑤理美容代（1回当たり） 実費

⑥予防接種 実費

⑦その他（私物の洗濯代、利用者が選定する特別な食事の費用、日常生活品費、教養娯楽費等） 実費

(3) 外泊時の取り扱いについて

- ・外泊時（初日、最終日以外）も居住費・特別な室料を徴収致します。

(4) 支払い方法

- ・毎月10日頃に、前月分の請求書を発行・発送しますので、その月の末日までにお支払いください。施設窓口でお支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金持参、銀行振込の2方法があります。

5. 他機関・施設との連携

協力医療機関への受診

当施設では、協力病院にお願いし、利用者の状態が急変した場合、速やかに対応できるようお願いしています。

他施設の紹介

当施設での対応が困難な状態になったり、専門的な対応が必要になった場合には、責任をもって他の機関を紹介しますので、ご安心ください。

6. 緊急、事故発生時の連絡先

緊急、事故発生時の連絡は、契約書第17条3項及び第18条3項に基づき対応します。

なお、当施設には支援相談の専門員として介護支援専門員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話 0827-63-1141）

また、要望や苦情なども、担当介護支援専門員にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。そのほか、施設に備え付けられた「ご意見箱」をご利用ください。

<別紙3>

個人情報の使用に係わる同意書

(令和6年 8月 1日現在)

老人保健施設みどり荘では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的及び利用期間、使用条件を以下のとおり定めます。

1. 利用目的

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所、その他必要に応じた地域団体等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答や連絡調整のため
 - －介護認定調査、地域包括支援センター等への情報提供（地域ケア会議、事例検討会等）
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師に情報提供を行う必要がある場合
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医療機関（協力医療機関を含む）への病歴等の情報を共有する場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
 - －緊急を要する時の連絡等の場合
 - －その他サービス提供で必要な場合
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設内のカンファレンス（症例検討）のため
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究
 - －その他サービス提供で必要な場合

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

〔その他〕

- ・上記の各号に関わらず、公表してある「利用目的」の範囲内

2. 利用期間

- ・介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

3. 使用条件

- ・個人情報の提供は利用目的の範囲内とし、サービス提供に関わる目的以外に決して利用しません。また、サービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らしません。
- ・個人情報を使用した会議の内容などについてその経過を記録し、請求があれば開示します。
- ・テレビ電話装置等を使用する場合、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守します。

<別紙1> 重要事項説明書（短期入所・介護予防短期入所療養介護）
（令和6年 8月 1日現在）

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 老人保健施設 みどり荘
- ・開設許可年月日 昭和 63年 10月 1日
- ・所在地 山口県岩国市由宇町千鳥ヶ丘一丁目1-1
- ・電話番号 0827-63-1141
- ・FAX番号 0827-63-1142
- ・管理者名 水野 嘉明
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設（3557280009号）

(2) 老人保健施設の目的と運営方針

老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの老人保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、短期入所・介護予防短期入所療養介護や通所・介護予防通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[運営方針]

当施設は、入所者等の身体の状況及び病状に応じた施設療養、日常生活、リハビリテーション等のサービスの提供を行うとともに地域関係機関並びに家族との連携を密にし、保険医療及び福祉の機能の連続性、加えて協力病院の有効活用を通じて老人医療、福祉の要請に応えるものとする。

(3) 施設の職員体制

職種	員数	業務内容
・医師	1名以上	入所者等の医療、健康に関すること
・看護職員	5名以上	入所者等の施設療養看護に関すること
・薬剤師	1名	入所者等の調剤等に関すること
・介護職員	11名以上	入所者等の施設療養介護に関すること
・支援相談員	1名以上 (介護支援専門員兼務)	入所者等及び家族の処遇上の相談、生活、行動プログラム、ボランティアの指導、市町との連携、レクリエーション等の計画に関すること
・介護支援専門員	1名以上 (支援相談員兼務)	入所者等のケアプラン作成に関すること
・理学・作業療法士 ・言語聴覚士	1名以上	入所者等の理学・作業・言語聴覚療法に関する こと
・管理栄養士	1名以上	入所者等の栄養管理に関すること
・調理員	0	入所者等の給食調理（外部業者に委託）
・事務職員	3名	施設の運営管理全般、庶務、会計に関すること

・送迎スタッフ	1名以上	短期入所療養介護の送迎に関する業務
合 計	25名以上	

- (4) 入所定員等 定員 50名 (うち認知症専門棟 20名)
 一般療養室 個室 1室、2人室 1室、3人室 1室、4人室 6室
 認知症棟 個室 2室、2人室 1室、4人室 4室

2. サービス内容

- (1) 短期入所・介護予防短期入所療養介護計画の立案
- (2) 相談援助サービス
- (3) リハビリテーション機能強化 (リハビリテーション、レクリエーション)
- (4) 医学的管理・看護
- (5) 介護 (退所時の支援も行います)
- (6) 入浴 (一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
- (7) 食事 (食事は原則として食堂でおとりいただきます。)
 朝食 8時00分～ 昼食 12時00分～ 夕食 18時00分～
- (8) 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、嗜好・残食調査、食事相談
- (9) 利用者が選定する特別な食事の提供
- (10) 行政手続代行
- (11) その他 ※これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や併設医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

- ・名 称 独立行政法人国立病院機構岩国医療センター
- ・住 所 岩国市愛宕町一丁目1番1号

- ・名 称 地域医療支援病院岩国市医療センター医師会病院
- ・住 所 岩国市室の木町3-6-12

- ・名 称 みどり病院
- ・住 所 岩国市由宇町359-1

・併設医療機関

- ・名 称 千鳥ヶ丘病院
- ・住 所 岩国市由宇町千鳥ヶ丘一丁目1-1

5. 施設利用に当たっての留意事項

- (1) 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- (2) 飲酒は、原則禁止します。
- (3) 喫煙は、施設敷地内禁止します。
- (4) 火気の取扱いは、看護・介護職員の管理下で行ってください。
- (5) 設備・備品を、故意又は過失によって毀損したとき又は、物品を亡失したときは、その損害を賠償していただく場合があります。
- (6) 所持品・備品等の持ち込みは、必要に応じて許可したものは認めます。
- (7) 金銭・貴重品の管理は、当施設では行いません。
- (8) 入所中、ご利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに協力医療機関に連絡し、適切な処置を行うこととします。

6. 通常の送迎の実施地域

原則として岩国市由宇町（離島は除く）、通津地区、保津、青木3丁目、日積、大島地区

ただし、上記地域であっても当施設の送迎車両が進入困難な所は、不可能な場合もある。通常の送迎の実施地域以外の方も利用可能とするが、その場合は、1キロメートル毎48円（税別価格）の実費を徴収します。なお、通常の送迎は、日曜は行っておりません。

7. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、下記のことについて止めます。

- (1) ペットの持ち込みは、衛生面を考慮し全面禁止とします。
- (2) ご利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。
- (3) 他のご利用者への迷惑行為は禁止します。
(詳細は介護支援専門員により説明させていただきます)

8. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、室内散水栓、火災報知機
- ・防災訓練 年2回（昼間想定1回、夜間想定1回）
- ・夜間警備 夜勤者にて対応
- ・訓練は地域住民の参加が得られるように連携に努めます。

9. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として介護支援専門員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

要望や苦情などは、担当介護支援専門員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、施設に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

(1) 当施設のお客様相談・苦情担当

施設名	老人保健施設 みどり荘	
電話番号	0827-63-1141	
苦情相談窓口	松田 敬士	相談室室長

(2) 行政のお客様相談・苦情担当

岩国市福祉部福祉政策課指導監査室	0827-29-5072	岩国市今津町 1-14-51
山口県国民健康保険団体連合会	083-995-1010	山口県朝田 1980-7
山口県健康福祉部長寿社会課	083-933-2774	山口市滝町 1 番 1 号
山口県岩国健康福祉センター保健福祉総務室	0827-29-1522	岩国市三笠町 1-1-1
柳井市健康福祉部高齢者支援課	0820-22-2111	柳井市南町 1-10-2

10. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

<別紙2>

サービス内容説明書（短期入所・介護予防短期入所療養介護）
（令和6年 8月 1日現在）

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. ケアサービス

当施設でのサービスは、ご自宅での生活の継続ができるように、また、それぞれ利用者の機能維持向上が図れるように、施設サービス計画に基づいて提供いたします。計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療

老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇介護

施設サービス計画に基づいて実施します。

◇機能訓練

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

3. 生活サービス

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけますよう、常にご利用者の立場に立って運営しています。

4. 利用料金

(1) 短期入所療養介護費

①基本料金（介護保険負担割合証の負担割合が1割の方の1日あたりの自己負担）

【基本型個室】

・要介護1	753円
・要介護2	801円
・要介護3	864円
・要介護4	918円
・要介護5	971円

【基本型多床室】

・要介護1	830円
・要介護2	880円
・要介護3	944円
・要介護4	997円
・要介護5	1052円

【在宅強化型個室】

・要介護1	819円
・要介護2	893円
・要介護3	958円
・要介護4	1017円
・要介護5	1074円

【在宅強化型多床室】

・要介護1	902円
・要介護2	979円
・要介護3	1044円
・要介護4	1102円
・要介護5	1161円

- ・※ 身体拘束廃止未実施減算
- ・※ 業務継続計画未策定減算

上記料金の1%/日
上記料金の1%/日

・※ 高齢者虐待防止措置未実施減算 上記料金の1%/日

②加算料金(介護保険負担割合証の負担割合が1割の方の1日又は片道あたり自己負担)

・夜勤職員配置	24円/日
・個別リハビリテーション実施	240円/日
・認知症ケア	76円/日
・認知症行動・心理症状緊急対応(7日間を限度)	200円/日
・緊急短期入所受入(7日間(やむを得ない場合14日)を限度)	90円/日
・若年性認知症利用者受入	120円/日
・重度療養管理	120円/日
・在宅復帰・在宅療養支援機能(I)	51円/日
・在宅復帰・在宅療養支援機能(II)	51円/日
・送迎(片道)	184円/片道
・総合医学管理(10日を限度)	275円/日
・口腔連携強化(1月に1回を限度)	50円/回
・療養食	8円/回
・認知症専門ケア(I)	3円/日
・認知症専門ケア(II)	4円/日
・緊急時治療管理(月3日限度)	518円/日
・生産性向上推進体制(I)	100円/月
・生産性向上推進体制(II)	10円/月
・サービス提供体制強化(I)	22円/日
・サービス提供体制強化(II)	18円/日
・サービス提供体制強化(III)	6円/日
・介護職員処遇改善(III) R6.5月末まで	所定単位数の16/1000/月
・介護職員等ベースアップ等支援 R6.5月末まで	所定単位数の8/1000/月
・介護職員等処遇改善(IV) R6.6月以降	所定単位数の44/1000/月
・介護職員等処遇改善(V)(13) R6.6月以降	所定単位数の31/1000/月

(2) 介護予防短期入所療養介護費

①基本料金(介護保険負担割合証の負担割合が1割の方の1日あたりの自己負担)

【基本型個室】		【基本型多床室】	
・要支援1	579円	・要支援1	613円
・要支援2	726円	・要支援2	774円
【在宅強化型個室】		【在宅強化型多床室】	
・要支援1	632円	・要支援1	672円
・要支援2	778円	・要支援2	834円

・※ 身体拘束廃止未実施減算 上記料金の1%/日
 ・※ 業務継続計画未策定減算 上記料金の1%/日
 ・※ 高齢者虐待防止措置未実施減算 上記料金の1%/日

②加算料金(介護保険負担割合証の負担割合が1割の方の1日又は片道あたり自己負担)

・夜勤職員配置	24円/日
---------	-------

・個別リハビリテーション実施	240円/日
・認知症行動・心理症状緊急対応（7日間を限度）	200円/日
・若年性認知症利用者受入	120円/日
・在宅復帰・在宅療養支援機能（Ⅰ）	51円/日
・在宅復帰・在宅療養支援機能（Ⅱ）	51円/日
・送迎（片道）	184円/片道
・総合医学管理（10日を限度）	275円/日
・口腔連携強化（1月に1回を限度）	50円/回
・療養食	8円/回
・認知症専門ケア（Ⅰ）	3円/日
・認知症専門ケア（Ⅱ）	4円/日
・緊急時治療管理（月3日限度）	518円/日
・生産性向上推進体制（Ⅰ）	100円/月
・生産性向上推進体制（Ⅱ）	10円/月
・サービス提供体制強化（Ⅰ）	22円/日
・サービス提供体制強化（Ⅱ）	18円/日
・サービス提供体制強化（Ⅲ）	6円/日
・介護職員処遇改善（Ⅲ）R6.5月末まで	所定単位数の16/1000/月
・介護職員等ベースアップ等支援 R6.5月末まで	所定単位数の8/1000/月
・介護職員等処遇改善（Ⅳ）R6.6月以降	所定単位数の44/1000/月
・介護職員等処遇改善（Ⅴ）（13）R6.6月以降	所定単位数の31/1000/月

※上記(1)(2)料金については、介護報酬の改正により変更になる場合があります。

※介護保険負担割合証の負担割合が2割の方は上記(1)(2)料金の2倍、3割の方は上記(1)(2)料金の3倍となります。

	居住費	食 費		
従来型個室	1,728	1,610		
多床室	437	朝食	昼食	夕食
		420	650	540

(3) その他の料金

① 居住費・食費（1日あたりの自己負担）

基準費用額 (単位：円/日)

負担限度額

【第一段階】 (単位：円/日)

	居住費（滞在費）	食 費
従来型個室	550	300
多床室	0	

【第二段階】

	居住費（滞在費）	食 費
従来型個室	550	600
多床室	430	

【第三段階①】

	居住費（滞在費）	食 費
従来型個室	1,370	1,000
多床室	430	

【第三段階②】

	居住費（滞在費）	食 費
従来型個室	1,370	1,300
多床室	430	

食費は、一食ごとに、提供した食事分のみ徴求します。

介護保険負担限度額認定証を受けられた方は、負担限度額内で徴求します。

おやつ代（希望者のみ）（1日当たり） 70円

おやつ希望 有 無

②特別な室料（1日当たり）

・個室 2,000円（税別価格） ・2人室 1,000円（税別価格）

③電気代（1日当たり） 48円（税別価格）

④通常の実施地域を超えて送迎を行う場合の交通費

1Kmあたり（往復の距離） 48円（税別価格）

⑤理美容代（1回当たり） 実費

⑥その他 私物の洗濯代、利用者が選定する特別な食事の費用・日常生活品費・教養娯楽費等は、実費。

(4) 支払い方法

- ・毎月10日頃に、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。施設窓口でお支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金持参、銀行振込の2方法があります。

5. 他機関・施設との連携

協力医療機関への受診

当施設では、病院に協力いただいておりますので、利用者の状態が急変した場合は、速やかに対応をお願いするようにしています。

他施設の紹介

当施設での対応が困難な状態になったり、専門的な対応が必要になった場合には、責任をもって他の機関を紹介しますので、ご安心ください。

6. 緊急、事故発生時の連絡先

緊急、事故発生時の連絡は契約書第18条3項及び第19条3項に基づき対応します
 なお、当施設には支援相談の専門員として介護支援専門員が勤務していますので、お

気軽にご相談ください。(電話 0827-63-1141)

また、要望や苦情なども、担当介護支援専門員にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。そのほか、施設に備え付けられた「ご意見箱」をご利用ください。

<別紙3>

個人情報の使用に係わる同意書

(令和6年 8月 1日現在)

老人保健施設みどり荘では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的及び利用期間、使用条件を以下のとおり定めます。

1. 利用目的

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所、その他必要に応じた地域団体等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答や連絡調整のため
 - －介護認定調査、地域包括支援センター等への情報提供（地域ケア会議、事例検討会等）
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師に情報提供を行う必要がある場合
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医療機関（協力医療機関を含む）への病歴等の情報を共有する場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
 - －緊急を要する時の連絡等の場合
 - －その他サービス提供で必要な場合
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設内のカンファレンス（症例検討）のため
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究
 - －その他サービス提供で必要な場合

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

〔その他〕

- ・上記の各号に関わらず、公表してある「利用目的」の範囲内

2. 利用期間

- ・介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

3. 使用条件

- ・個人情報の提供は利用目的の範囲内とし、サービス提供に関わる目的以外に決して利用しません。また、サービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らしません。
- ・個人情報を使用した会議の内容などについてその経過を記録し、請求があれば開示します。
- ・テレビ電話装置等を使用する場合、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守します。